

第6次 福生市安全安心まちづくり 推進計画

～安全で安心して暮らすことができる福生市～
の実現に向けて

令和7年3月
福生市

目次

第1 本計画の基本的事項	3
第2 これまでの取組	4
第3 犯罪等の現状	6
第4 防犯対策の課題	9
第5 計画の目標と基本方針	10
第6 計画の推進	12
第7 推進計画の実施に当たって	17
資料編	19

第1 本計画の基本的事項

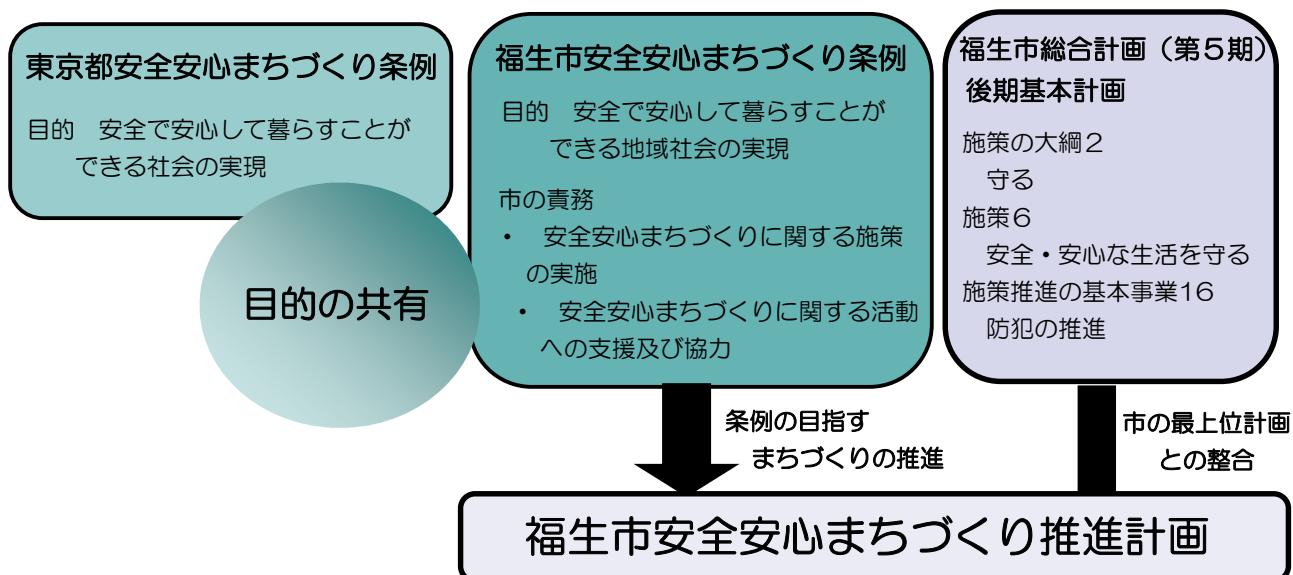
1 計画の趣旨

福生市では、平成21年4月に施行した「福生市安全安心まちづくり条例」に基づき、平成22年4月に「福生市安全安心まちづくり推進計画」を策定し、犯罪のない安全で安心して生活できるまちの実現に向けた市民の意識づくり、地域づくり、環境づくりを推進し、推進体制の整備に取り組んできました。

市内の刑法犯罪認知件数は、平成16年をピークに長年減少傾向が続いていましたが、令和3年から下げ止まり、コロナ禍以降の社会活動の回復とともに令和5年は増加しました。特に、高齢者を狙ったオレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺や、SNSを起因とする凶悪犯罪、侵入窃盗や乗り物盗など、市民生活の身近なところで犯罪が発生しており、予断を許さない状況です。安全で安心して生活できるまちの実現のためには、引き続き、市、市民、事業者及び警察署等の関係機関で連携して防犯活動を継続していくことが必要です。

この度、第5次福生市安全安心まちづくり推進計画の期間が令和6年度末で終了することから、計画の見直しを行い、日々変化する社会情勢や、取組の成果及び課題を考え合わせて、第6次福生市安全安心まちづくり推進計画を策定します。

2 計画の位置付け



3 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までとします。

第2 これまでの取組

これまで行ってきた防犯に関する施策のうち主なものを挙げると、次のとおりです。

1 広報活動の推進

防犯意識の普及や啓発のため、注意喚起等のチラシを町会・自治会へ回覧を依頼したり、市のホームページに掲載しています。

また、市のホームページに「市内防犯情報」のページを作成し、刑法犯認知件数の推移や注意したい身近な犯罪への防犯対策を掲載しています。以前に比べ犯罪発生件数が減少傾向にあることを周知するとともに安心感の醸成を図っています。

2 青色防犯パトロール

犯罪の抑止力を高めるため、青色回転灯を装備した公用車を利用して青色防犯パトロールを実施しています。

3 不審者・犯罪発生情報、啓発メールの配信

不審者情報や警察署から提供された犯罪発生情報、特殊詐欺への注意喚起について情報メールを配信しています。

また、市内で多発する犯罪手口を広報や市ホームページへ掲載しています。

4 防犯カメラの設置

福生市では令和2年度までに、商店街や町会・自治会等に20台の防犯カメラの設置を補助しています。

また、平成30年度には福生警察署の要望を受け、防犯上特に重点を置く地域として福生駅東口周辺地域へ7台の防犯カメラを設置しました。犯罪抑止効果と個人のプライバシー保護の両立や、設置団体に対する支援に努めています。

5 通学路の安全対策

児童・生徒が日常的に通学等に利用している通学路において、委託による見守員の配置や、通学路防犯カメラ防犯の設置、スクールゾーンの安全点検などの安全確保対策を実施しているとともに、地域ぐるみの見守り活動を啓発しています。

また、通学路等において、子どもが被害に遭い、又は遭うおそれがある場合に、一時的な保護と警察署への通報を行う「こども110番の家」事業について、PTAや福生警察署等と連携しながら実施しています。令和6年3月末現在の登録世帯数は、928件です。

6 防犯啓発活動

福生警察署及び防犯協会と協力し、特殊詐欺被害等の啓発キャンペーンや、市内イベント時における防犯キャンペーン等にて、犯罪発生情報や防犯対策に関する資料の配布や呼びかけをし、市民一人ひとりの防犯意識を高める活動をしています。

第3 犯罪等の現状

1 東京都における犯罪の現状

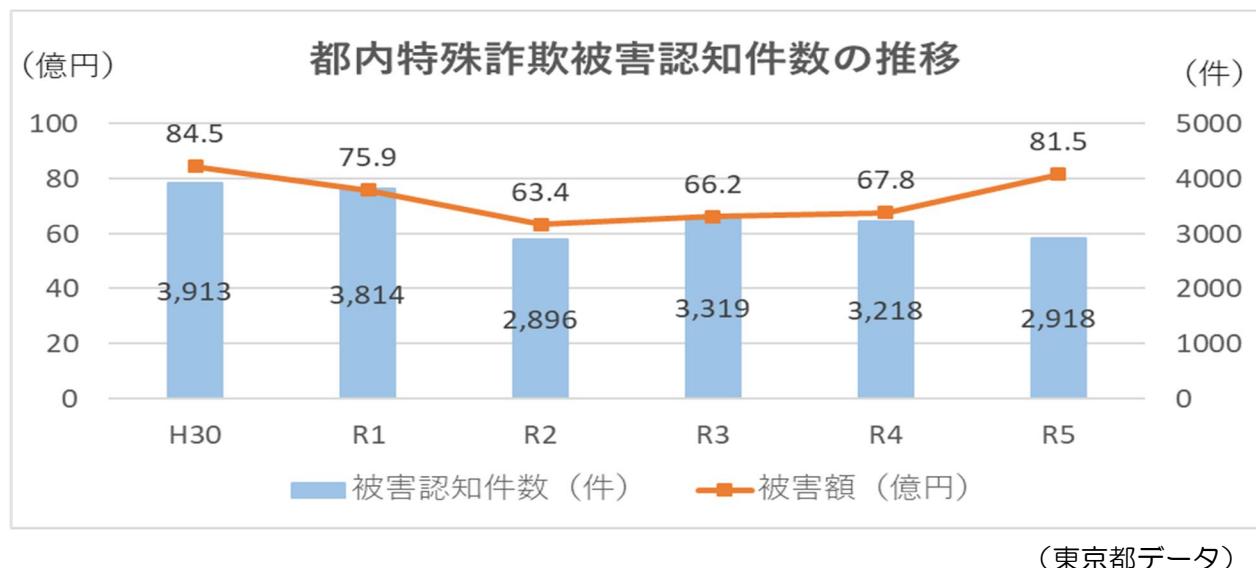
(1) 刑法犯の発生状況

都内における犯罪情勢を見ると、刑法犯認知件数は平成14年の30万1,913件をピークに減少し、令和3年には7万5,288件とピーク時の約25%となりましたが、令和4年、令和5年と増加しています。



(2) 特殊詐欺の被害状況

都内における令和5年の特殊詐欺被害は、認知件数2,918件、被害額は約81.5億円で、前年に比べ認知件数は300件減少しているものの、被害額は約13.7億円増加しています。

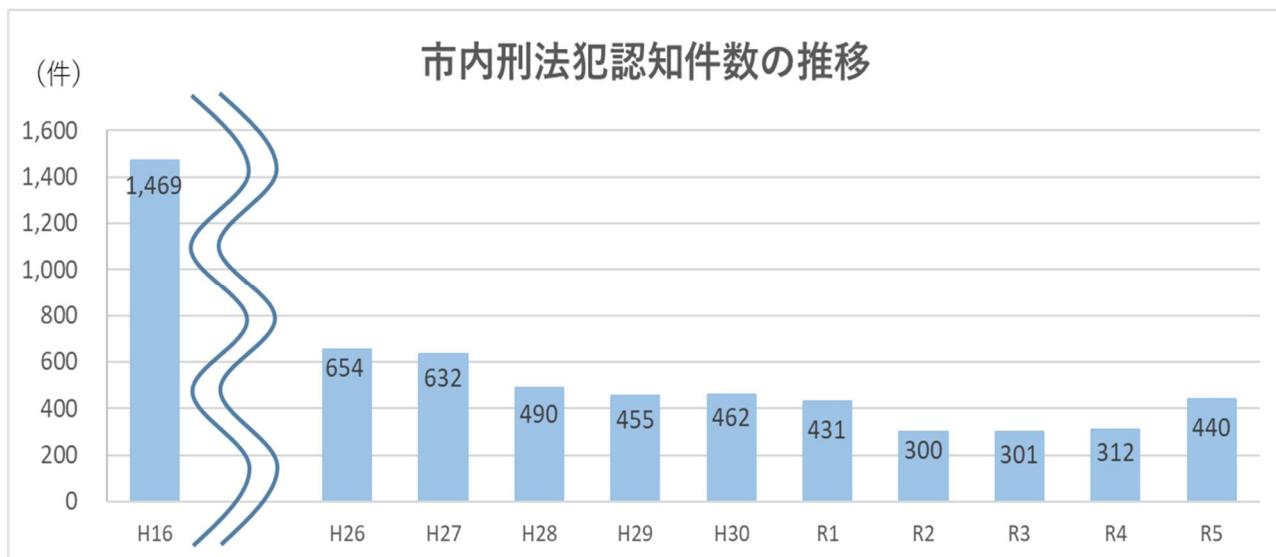


2 福生市における犯罪の現状

(1) 刑法犯の発生状況

市内における犯罪情勢を見ると、刑法犯認知件数は平成16年の1,469件をピークに減少傾向にあり、令和2年中は300件とピーク時の約20%となりましたが、令和3年、令和4年は下げ止まりし、令和5年は440件と前年より128件増加しました。

また、罪種別認知件数は、令和元年から5年まで非侵入窃盗の件数が最も多く、次いでその他（詐欺、占有離脱物横領等）が多くなっています。



(警視庁データ)

市内罪種別認知件数

	R1		R2		R3		R4		R5	
	認知 件数	割合								
凶悪犯（※1）	3	0.7%	0	0.0%	4	1.3%	3	1.0%	5	1.1%
粗暴犯（※2）	23	5.3%	22	7.3%	15	5.0%	24	7.7%	28	6.4%
侵入窃盗（※3）	19	4.4%	31	10.3%	9	3.0%	9	2.9%	6	1.4%
非侵入窃盗（※4）	290	67.3%	169	56.3%	197	65.4%	213	68.3%	314	71.4%
その他（※5）	96	22.3%	78	26.0%	76	25.2%	63	20.2%	87	19.8%
合計	431	100.0%	300	100.0%	301	100.0%	312	100.0%	440	100.0%

(警視庁データ)

※1凶悪犯：強盗等

※2粗暴犯：暴行、傷害、脅迫、恐喝等

※3侵入窃盗：学校・事務所・出店荒らし、空き巣等

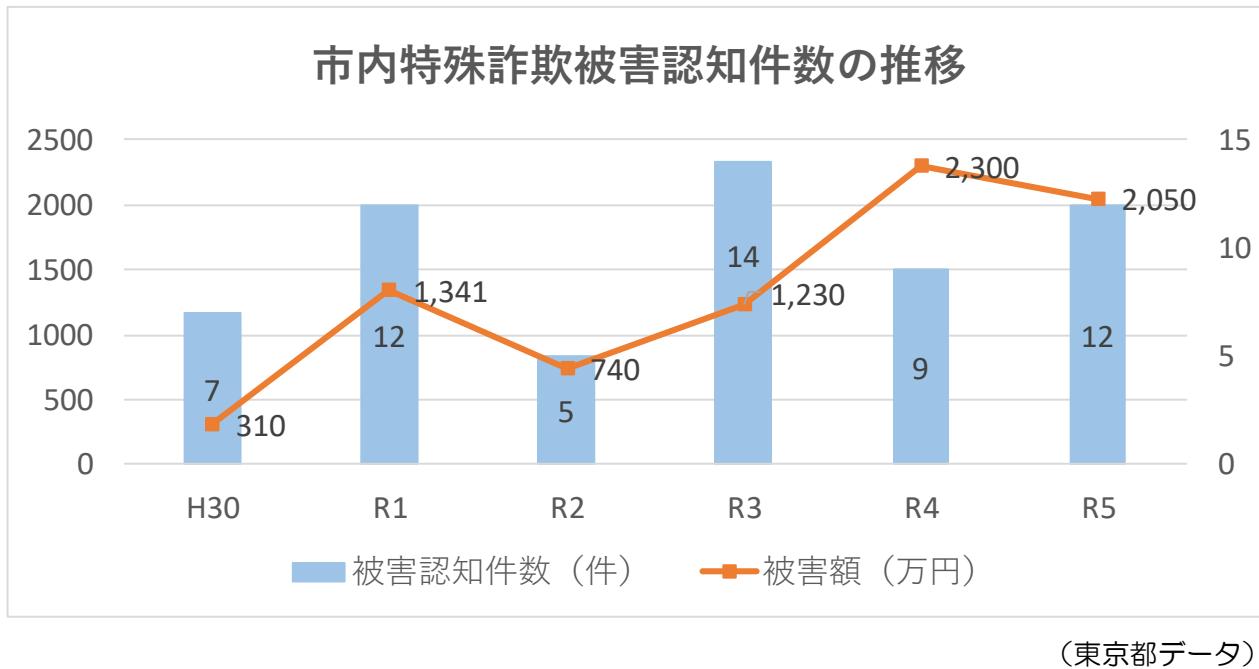
※4非侵入窃盗：自動車・オートバイ・自転車盗、車上ねらい、すり、万引き等

※5その他：詐欺、占有離脱物横領等

(2) 特殊詐欺の被害状況

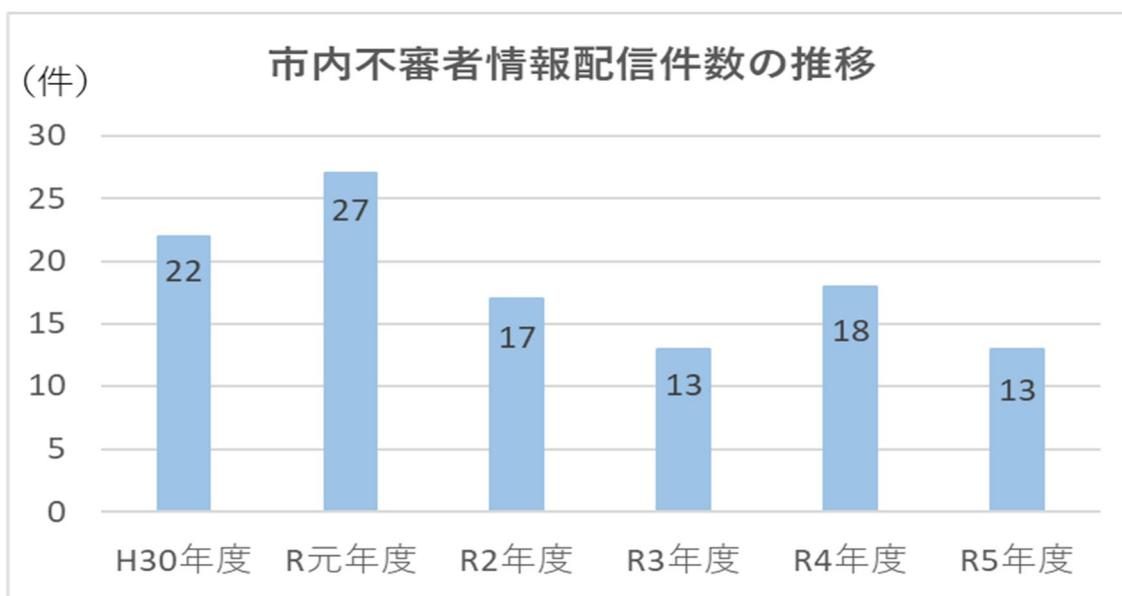
市内における令和5年の特殊詐欺被害は、認知件数12件、被害額は約2,050万円で、前年に比べ認知件数が3件増加し、被害額は約250万円減少しています。

また、福生警察署管内全体の令和5年の被害認知件数は36件、被害額は約9,250万円で、前年に比べ認知件数は9件、被害額は約2,700万円増加しています。



(3) 不審者情報

令和5年度の市内における不審者情報配信件数は13件で、前年に比べ5件減少ししました。その内訳は、声掛け5件、盗撮4件、公然わいせつ1件、その他3件で、いずれも児童生徒が負傷するような事案はありませんでした。



第4 防犯対策の課題

1 関係機関等との連携

防犯活動は、市だけでなく警察署等の関係機関や地域団体等と連携し取り組む必要があります。市内で地域の防犯のために活動している防犯協会やP.T.A.、通学路等の見守り員、事業所等と情報を共有するなどの連携を図り、地域と一体となって防犯活動に取り組むことが必要です。

2 防犯に配慮した環境づくり

道路や公園などの公共施設の整備に当たっては、故障等で点灯しないことがないよう防犯に配慮した施設整備や改善策を講じる必要があります。また、各家庭や民間事業所等の門灯を防犯上の観点から点灯し、防犯意識啓発に努めることが重要となっています。

また、子どもや女性に対する犯罪など公園等の公共施設内において起きる可能性のある犯罪を防止するため、樹木のせん定等により外からの見通しの確保に努めます。

3 防犯意識の醸成

犯罪の手口が多様化・複雑化している状況においては、市や警察だけで犯罪を未然に防ぐことは困難となっています。日頃から一人ひとりが「自らの安全は自ら守る」という意識を持つ必要があります。

4 地域を守る意識の醸成

町会・自治会等による自主的な防犯パトロールが実施されていますが、このような取組を今後も継続して実施していくためには、構成員の確保が課題となっています。

地域の人間関係が希薄になりつつある中で、住民がお互いを支え合い、犯罪抑止機能を高めるためには、日頃からのコミュニケーションづくりによる団結が重要であり、「地域の安全は地域で守る」という意識を高める取組が必要です。

第5 計画の目標と基本方針

1 計画の目標

安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、警察署等の関係機関と協力・連携していくことが必要です。

市民一人ひとりが安全で安心して生活することができる地域社会の実現を目指し、計画を推進していきます。

計画の目標を達成するために、計画期間における数値目標を次のように設定します。

目 標

安全で安心して暮らすことができる福生市の実現

2 数値目標の設定

(1) 刑法犯認知件数

福生市における刑法犯認知件数が、現状値の令和5年の440件に対して、令和11年に400件とすることを目標として設定します。この400件という数値は、新型コロナウイルス感染症拡大以前の、平成31年4月に策定した「第四次福生市安全安心まちづくり推進計画」において目標としていた数値と同様です。

項目	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)	減少数 減少率
刑法犯認知件数	440件	400件	−40件 −9%

(2) 特殊詐欺被害認知件数

特殊詐欺被害件数については、現状値の令和5年の12件から、刑法犯認知件数の減少率−9%と同様の減少率を目標とし、10件を目標とします。

項目	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)	減少数 減少率
特殊詐欺被害認知件数	12件	10件	−2件 −9%

3 基本方針

目標の実現に向け、4つの基本方針の下、それぞれの具体的な推進項目に取り組むことにより、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

目 標

安全で安心して暮らすことができる福生市の実現

(1) 総合的な防犯対策

- ア 防犯啓発活動の推進
- イ 防犯パトロールの実施
- ウ 防犯活動の活性化と人材育成
- エ 自主防犯活動団体の育成
- オ 地域活動への支援
- カ 防犯講習会の開催
- キ 自動通話録音機の普及

(2) 防犯に配慮した環境づくり

- ア 夜間照明の確保
- イ 公共施設における安全対策
- ウ 地域団体における防犯カメラの適正な設置
- エ 土地や建物等の防犯対策

(3) 学校等における防犯対策の推進

- ア 学校等の防犯管理体制の整備
- イ 不審者からの安全確保対策
- ウ 保護者・地域・関係機関等との連携の充実
- エ 安全教育の充実
- オ 通学路の安全対策
- カ 連絡体制の整備
- キ 「こども110番の家」事業の推進

(4) 意識の醸成

- ア 身の回りの安全点検
- イ 地域における安全点検
- ウ 地域の防犯活動への参加
- エ 犯罪に対する情報の共有
- オ 危険薬物防止対策
- カ サイバー犯罪防止対策

第6 計画の推進

1 それぞれの役割

(1) 市の役割

- ア 行政における防犯の総合的・統一的な施策を展開するため、関係部署の職員で構成する庁内の横断組織を設置する。
- イ 犯罪の発生を未然に防ぐために、市民等への防犯意識の向上や関係機関の連携を強化する広報活動や啓発活動を推進する。
- ウ 地域における犯罪発生状況や発生場所など犯罪に関する情報を提供するとともに、地域の活動で使用する資機材などを必要に応じ提供する。
- エ 犯罪が起ころりにくい都市環境づくりの視点から、道路・公園・駐車場・建築物などを整備する。
- オ 学校等における防犯対策を推進する。
- カ 犯罪抑止のためのパトロールを実施する。

(2) 市民の役割

- ア 自分のことは自分で守ることを基本に、身の回りの安全点検を実施する。
- イ 自分たちのまちは自分たちで守っていけるように、市民相互の連携・協力に努める。
- ウ 防犯に関する知識習得に努める。
- エ 市民や関係機関が一体となって地域の防犯活動に取り組み、地域ぐるみの防犯活動を推進する。
- オ 地域ぐるみで犯罪に対する情報を把握し、共有する。
- カ 犯罪抑止のためのパトロールへ参加する。

(3) 事業者の役割

- ア 従業員への防犯に関する知識を普及し、意識啓発を図る。
- イ 防犯に配慮した施設や設備等を整備する。
- ウ 地域の一員として地域住民と一体となって、市や警察署との連携を密にして犯罪防止に取り組む。

2 具体的な推進項目

(1) 総合的な防犯対策

記号	項目	内容	推進主体
ア	防犯啓発活動の推進	防犯に必要な情報を収集するとともに、広報紙、ホームページ、町会・自治会への回覧、情報メール、防災行政無線等、様々な媒体を活用することや、多くの市民が参加する行事において積極的に啓発リーフレット等を配布するなど、防犯意識の高揚を図ります。	市 (防災危機管理課)
イ	防犯パトロールの実施	犯罪抑止や地域への啓発のため、青色回転灯装備車や「地域安全パトロール実施中」のマグネットシートを貼付した公用車を利用し、市職員によるパトロールを実施します。 地域で職務に従事する市職員が犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者を保護したり、警察署に連絡・通報するなどの対応を徹底します。	市
ウ	防犯活動の活性化と人材育成	地域の自主的な防犯活動の活性化を図るために、防犯活動関係団体や自主防犯活動に熱意のある人材に対して、防犯講習会等を通して地域の防犯活動の中心となれるよう育成します。	市 (防災危機管理課) 市民
エ	自主防犯活動団体の育成	各町会・自治会と防犯活動関係団体との連携による活動の強化を図ります。	市 (防災危機管理課) 市民
オ	地域活動への支援	地域の防犯活動で使用する防犯用品の貸与について周知し、必要に応じて提供します。	市 (防災危機管理課)
カ	防犯講習会の実施	市民対象に、防犯上必要な知識の習得を目的に、防犯講習会を実施します。	市 (防災危機管理課)
キ	自動通話録音機の普及	特殊詐欺被害防止のため、自動通話録音機を普及します。	市 (防災危機管理課)

(2) 防犯に配慮した環境づくり

記号	項目	内容	推進主体
ア	夜間照明の確保	街路灯や店舗照明、各家庭の門灯などを、防犯上の観点から点灯します。また、故障等で点灯しないことがないよう、適切な管理を行います。	市 (道路下水道課) 市民 事業者
イ	公共施設における安全対策	子どもや女性に対する犯罪など、道路・公園・公衆便所等の公共施設内において起きる可能性のある犯罪を防止するため、良好な見通しや清潔な状態、夜間照明の確保など環境整備に努めます。	市 (防災危機管理課) (施設所管課)
ウ	地域団体における防犯カメラの適正な設置	地域団体、商店街等が公共の場所に設置する防犯カメラについて、犯罪抑止効果とプライバシーに配慮した適切な運用の両立と、東京都・市から補助金を交付し、設置団体に対する支援に努めます。	市 (防災危機管理課) 市民 事業者
エ	土地や建物等の防犯対策	土地や建物等は防犯に配慮した維持管理に努めます。特に空き地や空き家等については、草木が繁茂することにより視界が遮られたり、無施錠の門扉や窓ガラスの破損により不特定の者が容易に侵入できたりすることで、犯罪が行われやすい場所を作り出してしまう場合があるため、必要に応じて所有者等に適正な管理を要請するなどの対策が必要です。 また、共同住宅や駐車場については、ピッキングに強い鍵の設置や防犯カメラの整備等の犯罪防止に配慮した対応に努めます。	市 (防災危機管理課) 市民 事業者

(3) 学校等における防犯対策の推進

記号	項目	内容	推進主体
ア	学校等の防犯管理体制の整備	児童・生徒等の安全確保を図るため、教職員等による学校等の防犯管理体制を整備します。 また、緊急時に迅速な一斉下校を実施できるよう、体制を整備します。	市 (教育指導課)
イ	不審者からの安全確保対策	学校の校門の防犯カメラ、門扉のオートロックシステム等防犯警備機器を活用し、不審者の侵入防止に努めます。	市 (教育総務課)

記号	項目	内容	推進主体
ウ	保護者・地域・関係機関等との連携の充実	児童・生徒等の安全確保を図るため、保護者・地域・関係行政機関等で情報を共有できるよう、連携体制を整備します。	市 (防災危機管理課) 市民 事業者
エ	安全教育の充実	<p>各種の犯罪や事故を想定した訓練の実施により、児童・生徒等が防犯の知識を身に付け、安全に避難する方法などについて理解し、状況に応じて自ら安全な行動ができるよう努めます。</p> <p>市内小中学校においては、東京都教育委員会が作成した「安全教育プログラム」に基づき、市内全校において児童・生徒に犯罪や事故、災害等の危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成を図ります。</p>	市 (防災危機管理課) (教育指導課)
オ	通学路の安全対策	<p>PTA等との連携、委託による見守り員の配置、通学路防犯カメラ及び通学路・スクールゾーンの安全点検により、児童・生徒等が日常的に通学等に利用している通学路の安全確保に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「通学路・スクールゾーンの安全点検」とは…防犯及び交通安全の両面から、事前に各学校より提出された通学路・スクールゾーンの危険箇所や改善要望箇所等について、学校、PTA、福生警察署、市教育委員会、道路下水道課等と毎年合同で実施している安全点検 	市 (防災危機管理課) (教育総務課) 市民
カ	連絡体制の整備	児童・生徒等の安全確保を図るため、防犯に係わる横断的な組織を設置し、綿密な連絡体制を整備します。	市 (防災危機管理課)
キ	「こども110番の家」事業の推進	通学路等において子どもが被害に遭う、または遭うおそれがある場合に、一時的な保護と警察署への通報を行う「こども110番の家」事業について、特に市内にある事業者へ協力を依頼します。	市 (防災危機管理課) 市民 事業者

(4) 意識の醸成

記号	項目	内容	推進主体
ア	身の回りの安全点検	自分のことは自分で守ることを基本に、身の回りの安全点検に努めるとともに、防犯の視点を取り入れた環境づくりに努めます。	市民 事業者
イ	地域における安全点検	自分たちの地域は自分たちで守っていくために、日常的な挨拶や声掛け、散歩などをしながら地域の安全を確保します。 また、町会・自治会やP T A、防犯活動団体等が協力して地域内の安全を点検したりして、問題箇所があった際は関係機関と連携して解消を図ります。	市民 事業者
ウ	地域の防犯活動への参加	関係機関や町会・自治会等が実施しているパトロール活動や子どもの見守り活動に参加したり、それぞれの都合の良い時間を活用したできる範囲の防犯活動の促進を図ります。	市民 事業者
エ	犯罪に対する情報の共有	地域の犯罪発生情報やその時々による犯罪手口等を理解し、地域ぐるみで被害に遭わないよう、市や警察署等が発信する情報の把握に努めます。情報の把握方法としては、市の広報や回覧等が考えられます。	市民
オ	危険薬物防止対策	危険薬物について、警察署等の関係機関と連携・協力して危険薬物の排除に向けた活動の推進を行います。	市 (防災危機管理課)
カ	サイバー犯罪防止対策	近年増加しているインターネット等を利用したサイバー犯罪について、警察署等の関係機関と連携・協力して広報紙やホームページ等様々な媒体を活用して周知します。	市 (防災危機管理課)

第7 推進計画の実施に当たって

犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちの実現に向け、市・市民・事業者等がそれぞれの責務や役割を果たし、警察署等の関係機関と連携・協力して地域の防犯活動の推進を図るとともに、犯罪のない安全安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に行うための推進体制の整備を図ります。

また、推進計画の実施に当たっては、関係機関（警察署・消防署）、関係団体の代表者、市民の代表者等からなる、条例に基づき設置された「福生市安全安心まちづくり協議会」により、施策の進捗状況に関する評価や推進計画の変更などの必要な事項について、調査や審議を行い、施策の効果的な推進を図ります。

おわりに

本計画は、市、市民、事業者、警察署等の関係機関が、安全で安心して暮らせるまちづくりのためにどのような活動ができるのかということについて、それぞれの立場から実施すべき取組を「推進計画」としてまとめたものです。この推進計画を着実に進め、それが役割を果たすとともに連携を図りながら、市民一人ひとりが安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進してまいります。

資料編

福生市安全安心まちづくり条例

平成21年3月31日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、福生市（以下「市」という。）の区域における個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力のもと、安全で安心して生活することができるまちづくり（以下「安全安心まちづくり」という。）を推進し、もって、すべての市民が安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤、通学又は滞在する者をいう。

(2) 事業者等 市内で事業を営む者及び市内に所在する土地、建物、店舗、事業所等の所有者又は管理者をいう。

(基本理念)

第3条 安全安心まちづくりは、自らの安全は自らが守るという意識のもとに行われる市民及び事業者等の自主的な活動を基本とし、市、市民及び事業者等の責務及び市の果たす役割について、相互理解のもとに、それが密接な連携を図りながら協働することにより推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の区域を管轄する警察署その他関係行政機関の協力を得て、市民及び事業者等と連携し、安全安心まちづくりに関する施策を実施するものとする。

2 市は、安全安心まちづくりに関する活動に対し、支援及び協力をを行うよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、安全安心まちづくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全確保に努めるとともに、安全安心まちづくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する安全安心まちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、安全安心まちづくりについての理解を深め、その事業活動及びその所有又は管理に係る土地、建物、店舗、事業所等に関し自ら安全確保に努めるとともに、安全安心まちづくりに関する活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者等は、市がこの条例に基づき実施する安全安心まちづくりを推進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第7条 市は、市民及び事業者等が適切かつ効果的に安全安心まちづくりを推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

(子ども等の安全の確保)

第8条 市、市民及び事業者等は、犯罪被害となりやすい子ども、高齢者、障害者等の安全の確保に努めなければならない。

(福生市安全安心まちづくり協議会)

第9条 安全安心まちづくりの推進を図るため、福生市安全安心まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、安全安心まちづくりの推進に関する基本的な事項について、市長の諮問に応じるほか、市長に対し、必要な意見を述べることができる。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

福生市安全安心まちづくり協議会規則

平成21年3月31日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、福生市安全安心まちづくり条例（平成21年条例第12号。以下「条例」という。）第9条第3項の規定に基づき、福生市安全安心まちづくり協議会（以下「協議会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の職務)

第2条 協議会は、条例第9条第2項の規定により、市長の諮問に対し答申するものほか、次に掲げる事項を建議するものとする。

(1) 条例第3条に規定する基本理念に基づく施策に関すること。

(2) 関係行政機関、関係団体等との連携に関すること。

(3) その他安全安心まちづくりの推進について必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員17人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は1人、副会長は2人とし、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部防災危機管理課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

附 則（平成26年5月15日規則第17号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の福生市安全安心まちづくり協議会規則第3条の規定により委嘱されている福生市保護司会の代表者は、改正後の福生市安全安心まちづくり協議会規則第3条の規定により委嘱された福生分区保護司会の代表者とみなす。

附 則（令和2年3月23日規則第10号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第19号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

警視庁福生警察署職員	東京消防庁福生消防署職員
福生防犯協会の代表者	福生市交通安全推進委員会の代表者
町会長協議会の代表者	福生市立小中学校P.T.A連合会の代表者
福生市青少年育成地区委員長会の代表者	福生市民生委員・児童委員協議会の代表者
福生市老人クラブ連合会の代表者	福生分区保護司会の代表者
福生市商工会の代表者	市民の代表
市職員	

第6次福生市安全安心まちづくり推進計画

～安全で安心して暮らすことができる福生市への実現に向けて

令和7年3月発行
